

内港地区（晴海ふ頭）

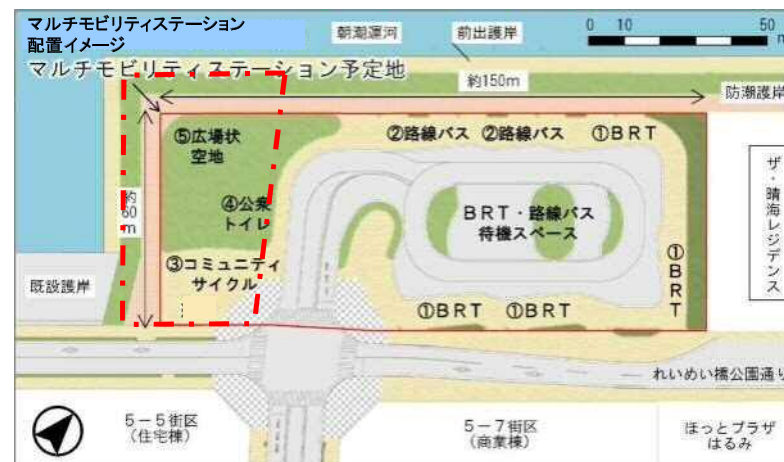
1. 変更理由

豊洲・晴海開発整備計画において交通機能結節用地に位置付けられ、マルチモビリティステーションが整備されることから、土地利用区分を港湾関連用地から都市機能用地に変更する。

2. 変更内容

(1) 土地利用計画

都市機能用地	0.3ha	[新規計画]
[港湾関連用地	0.3ha	[既設]
[港湾計画図（既定計画）]		



[今回変更範囲]

[港湾計画図（今回計画）]

